

第68号（令和3年5月14日発行）	発行日 5日、15日、25日
<b>横浜市報</b>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

## 目次

頁

## 【規則】

- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 4
- △ 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則を廃止する規則【健康福祉局食品衛生課】 5

## 【告示】

- △ 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】 6
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 幼保連携型認定こども園の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 30
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 32
- △ 横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 34
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 35
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 36
- △ 指定代理納付者の指定【建築局情報相談課】 37
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 38

## 【公告】

- △ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局取得処分課】 39
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 42

△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	43
△	計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	46
△	配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	47
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	48
△	同【環境創造局水・土壌環境課】	49
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	51
△	横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	52
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	53
△	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局職員課】	54
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	57
△	同【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	62
△	同【建築局調整区域課】	63
△	同【建築局調整区域課】	64
△	同【建築局調整区域課】	65
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	66
△	同【建築局建築指導課】	67
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	68
△	土地区画整理組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	69
	<b>[達]</b>	
△	特定の業務に従事する横浜市健康福祉局一般職職員の勤務時間の特例に関する規程【健康福祉局職員課】	70
△	横浜市マイナンバーカード特設センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程【市民局窓口サービス課】	71
	<b>[区告示]</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【保土ヶ谷区地域振興課】	72
△	同【都筑区地域振興課】	73
△	同【港南区地域振興課】	74
△	同【金沢区地域振興課】	75
△	同【金沢区地域振興課】	76
△	同【金沢区地域振興課】	77
	<b>[水道局]</b>	
△	「はまっ子どうし The Water」の頒布代金及び配達料の収納事務の委託【公民連携推進課】	78
△	水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	79
	<b>[交通局]</b>	
△	職員の懲戒処分【人事課】	81
	<b>[教育委員会]</b>	
△	職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	82
△	同【東部学校教育事務所教育総務課】	83

## [人事委員会]

△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	84
△ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則【任用課】	85
[正誤]	87

---

## 規 則

---

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第26号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項に次の1号を加える。

(54) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第27号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則を廃止する規則

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則（平成12年3月横浜市規則第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「一部改正政令」という。）第9条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けないで営業を行う営業者及び一部改正政令附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行う営業者については、この規則による廃止前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則第3条第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項中「食品衛生責任者を置き、又は自ら食品衛生責任者となった」とあるのは「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号イの規定により食品衛生責任者を定めた」と、「食品衛生責任者設置（変更）届出書（第1号様式）」とあるのは「保健所長が別に定める様式による届出書」と、同条第3項中「条例別表第1第7項第5号」とあるのは「食品衛生法施行規則別表第17第1号ロ」とする。

## 告 示

横 浜 市 告 示 第 323 号

横 浜 市 瀬 谷 区 総 合 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託  
地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 横 浜 市 瀬 谷 区 総 合 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お  
り 委 託 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ハ リ マ ビ ス テ ム 代 表 取 締 役 鴻 義 久	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 2 番 1 号	令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

## 横 浜 市 告 示 第 324 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	キ ッ ズ ラ デ ィ
設 置 者	株 式 会 社 極 真 会 館 メ デ ィ カ ル マ ネ ジ メ ン ト
代 表 者	代 表 取 締 役 今 西 俊 彦
施 設 長	稲 田 大 介
規 模 （ 延 床 面 積 ）	197.76 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 大 豆 戸 町 639 番 地 の 2

横浜市告示第 325 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和3年4月1日
事業開始年月日	令和3年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	木下の保育園日吉
設置者	株式会社木下の保育
代表者	代表取締役 熊 地 昌 治
施設長	青 木 美 音
規模（延床面積）	401.26 m <sup>2</sup>
定員	60 人
所在地	港北区箕輪町三丁目15番38号



横 浜 市 告 示 第 326 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	保 育 室 「 ネ ス ト 」
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 さ く ら ん ぼ
代 表 者	理 事 長 宮 本 早 苗
施 設 長	颯 田 和 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	399.67 m <sup>2</sup>
定 員	50 人
所 在 地	瀬 谷 区 三 ツ 境 17 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 327 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 ( 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	令 和 3 年 3 月 31 日
廃 止 年 月 日	令 和 3 年 3 月 31 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 中 華 保 育 園
所 在 地	中 区 山 下 町 142 番 地

横 浜 市 告 示 第 328 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 ( 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	令 和 3 年 3 月 31 日
廃 止 年 月 日	令 和 3 年 3 月 31 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	も み の 木 台 保 育 園
所 在 地	青 葉 区 も み の 木 台 16 番 地 の 13

横浜市告示第 329 号

幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和3年4月1日
事業開始年月日	令和3年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	横濱中華幼保園
設置者	学校法人横濱中華學院
代表者	理事長 羅 鴻 健
施設長	矢 野 淑 明
規模（延床面積）	1,279.39 m <sup>2</sup>
定員	184 人
所在地	中区山下町 142 番地

## 横 浜 市 告 示 第 330 号

## 幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

令和3年5月14日

横 浜 市 長 林 文 子

設置認可年月日	令和3年4月1日
事業開始年月日	令和3年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	つどいの森もみの木こども園
設置者	社会福祉法人 種の会
代表者	理事長 片山喜章
施設長	東 洋一郎
規模（延床面積）	626.95 m <sup>2</sup>
定員	85人
所在地	青葉区もみの木台16番地の13

横浜市告示第 331 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和2年12月1日	和田神経クリニック	栄区桂町 702 番地
令和2年12月17日	田中歯科医院	神奈川区三ツ沢下町 2 番 8 号
令和3年1月22日	石川町デンタルクリ ニッ ク	中区石川町 1 丁目 18 番地の 5
令和3年2月1日	リープ薬局	都筑区仲町台五丁目 2 番 11 号
令和3年3月1日	にじ歯科クリニック	南区六ツ川一丁目 69 3 番地の 73
同	ねぎしパール薬局	磯子区西町 11 番 8 号
同	みずほクリニック港 北	港北区新横浜二丁目 4 番地の 17
同	医療法人社団プラタ ナス青葉アーバンク リニッ ク	青葉区あざみ野二丁 目 29 番地の 1
令和3年4月1日	S U R F K I D 薬 局	鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号
同	クリエイト薬局鶴見 下末吉店	鶴見区下末吉六丁目 10 番 37 号
同	医療法人清貴会斎田 デンタルクリニック	神奈川区西神奈川三 丁目 17 番地の 11
同	横浜駅西口歯科	西区北幸二丁目 10 番 50 号
同	宮川矯正歯科クリ ニッ ク	港南区上大岡西一丁 目 19 番 17 号
同	ファーミック薬局大 倉山店	港北区大倉山一丁目 17 番 13 号
同	薬局トモズ菊名店	港北区菊名六丁目 16 番 1 号
同	アポロ在宅クリニッ	港北区新横浜二丁目

	ク	17番地の11
同	わたなべ皮膚科	港北区日吉五丁目15番45号
同	クリエイト薬局緑さつきが丘店	緑区西八朔町356番地の3
同	おんだこどもクリニック	青葉区桂台二丁目1番地の2
同	松風台クリニック	青葉区桂台二丁目1番地の2
同	かしま内科・循環器内科クリニック	青葉区しらとり台1番地の10
同	平安薬局戸塚駅東口店	戸塚区矢部町14番地の2
同	湘南薬品大船グランシップ薬局	栄区笠間二丁目2番1号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年2月1日	悠の木株式会社	磯子区原町1番21号	悠ケア24	磯子区原町6番15号
同	株式会社マミーサポート	東京都中央区八重洲1丁目5番15号	訪問看護ステーションブレスト戸塚	戸塚区舞岡町3,636番地
令和3年3月1日	カイロス・アンド・カンパニー株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	訪問看護ファミリー・ホスピス大口	神奈川区松見町1丁目18番地の3
同	一般社団法人オハナ	南区弘明寺町112番地の12	オハナ訪問看護リハビリステーション	南区弘明寺町112番地の12
令和3年4月1日	一般社団法人高齢者住宅支援機構	旭区二俣川1丁目9番地の1	コンソラータ訪問看護ステーション	旭区二俣川1丁目9番地の1

横浜市告示第 332 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和3年4月1日	松島二郎	二郎丸鍼灸マッサージ治療院	保土ヶ谷区和田一丁目13番17号
令和3年5月1日	日高克也	訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 横浜中区中央ステーション	中区蓬萊町2丁目4番地の5
同	坂本一実	アマーレ治療院	南区万世町1丁目1番地
同	松井晃太	同	同
同	関城直樹	関城接骨院	旭区中白根二丁目31番42号
同	松葉勝利	松葉治療院鍼灸あん摩マッサージ	港北区大曽根二丁目17番15号
同	三枝博	想いあんまマッサージ指圧	戸塚区影取町175番地
同	市川政人	訪問マッサージはんどさぷり	戸塚区上品濃13番7号
同	岡部一志	開設なし	泉区上飯田町1,331番地



横浜市告示第 333 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和元年 10月21日	ヤマグチ薬局中山店	(新)緑区中山五丁目29番19号
		(旧)緑区中山町741番地の1
令和2年 10月19日	浅野医院	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目23番33号
		(旧)保土ヶ谷区西谷町866番地
同	医療法人社団善仁会西谷腎クリニック	(新)保土ヶ谷区西谷四丁目1番7号
		(旧)保土ヶ谷区西谷町1, 229番地の1

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等の 名称	訪問看護ステーション等の 所在地
令和3年 4月1日	(新)株式会社 ガイアメデ ィケア	東京都中央 区日本橋本 町4丁目11 番5号	ガイア訪問看 護ステーショ ン上大岡	港南区上大岡 東二丁目3番 6号
	(旧)株式会社 ガイア			

横浜市告示第 334 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和3年 3月15日	市川政人	(新)はんどさぷり 整骨院	(新)戸塚区上品濃13 番7号
		(旧)ゆらぎ整骨院	(旧)保土ヶ谷区星川 一丁目6番13号
同	市川政人	(新)訪問マッサージ はんどさぷり	(新)戸塚区上品濃13 番7号
		(旧)ゆらぎ鍼灸院	(旧)保土ヶ谷区星川 一丁目6番13号
令和3年 3月22日	徳永真士	(新)鶴ヶ峰とくなが 整骨院	(新)旭区鶴ヶ峰二丁 目22番地
		(旧)関城接骨院	(旧)旭区中白根二丁 目31番42号
令和3年 4月1日	内田亮	(新)おんけん堂整 骨院	港北区仲手原二丁 目43番43号
		(旧)内田接骨院	
同	木村菜緒	(新)まごころ鍼灸 マッサージ治療 院	(新)港北区北新横浜 二丁目3番地の1
		(旧)まごころ鍼灸 マッサージ治療 院横浜港南営業 所	(旧)港南区下永谷五 丁目80番28号

横浜市告示第 335 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2年3月24日	東整形外科クリニック	港北区菊名二丁目25番1号
令和2年8月24日	鈴木歯科医院	中区港町5丁目18番地
令和2年11月30日	和田神経科	栄区桂町702番地
令和2年12月16日	田中歯科医院	神奈川区三ツ沢下町2番8号
令和2年12月21日	横山医院	青葉区荏田町1,288番地
令和2年12月26日	美しが丘内科医院	青葉区美しが丘一丁目10番地の13
令和3年1月21日	石川町デンタルクリニック	中区吉浜町1番地の2
令和3年1月31日	サン薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目2番11号
令和3年2月5日	たかせ胃腸内科クリニック	港北区新羽町1,686番地の1
令和3年2月28日	みずほクリニック港北	港北区新横浜三丁目7番地の19
同	医療法人社団プラタナス青葉アーバンクリニック	青葉区市ケ尾町1,169番地
令和3年3月16日	坂井歯科医院	中区羽衣町2丁目4番地の4
令和3年3月19日	かとうクリニック	瀬谷区南台二丁目8番地の9
令和3年3月20日	横浜静脈瘤クリニック	西区北幸一丁目2番13号
同	医療法人社団藤塚外科胃腸科	港北区新羽町2,872番地
令和3年3月31日	岡田眼科医院	神奈川区七島町160番地
同	藤井歯科	旭区柏町127番地の1
同	葛西クリニック	港北区菊名四丁目2

		番 6 号
同	小机診療所	港北区小机町 1,451 番地
同	薬局わかば笠間	栄区笠間四丁目10番 3号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成28年6月30日	株式会社住センター	西区高島二丁目11番10号	すまいる訪問看護リハビリステーション	南区高砂町1丁目16番地の2
令和2年9月30日	社会福祉法人横浜大陽会	南区大岡五丁目13番15号	訪問看護ステーション白朋苑	南区大岡五丁目14番21号

横浜市告示第 336 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	氏 名	名 称	所在地
令和3年 3月10日	井 口 通	こもれび鍼灸マッ サージ治療院	旭区笹野台二丁 目10番6号
令和3年 3月31日	北 岡 美 鈴	株式会社アメニテ ィーサービス鍼灸 マッサージ院	戸塚区前田町50 1番地

横浜市告示第 337 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

再開訪問看護事業者

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年4月1日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション根岸	磯子区西町11番8号

横浜市告示第 338 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和3年3月31日	坂本歯科クリニック	緑区中山一丁目22番2号

横浜市告示第 339 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月1日	小原 健	西区岡野一丁目20番6号	横濱高島診療所	西区高島二丁目14番11号
同	株式会社なの花東日本	東京都港区虎ノ門1丁目1番18号	なの花薬局杉田店	磯子区杉田一丁目20番19号

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年4月1日	株式会社コムラード	戸塚区下倉田町450番地の1	もえぎケアセンター下倉田	戸塚区下倉田町794番地の1
同	同	同	もえぎケアセンター幸ヶ丘	戸塚区下倉田町1,516番地
同	同	同	もえぎケアセンター平戸	戸塚区平戸町1,029番地の1

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年3月1日	小原 健	西区岡野一丁目20番6号	横濱高島診療所	西区高島二丁目14番11号
同	株式会社なの花東日本	東京都港区虎ノ門1丁目1番18号	なの花薬局杉田店	磯子区杉田一丁目20番19号

4 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地



令和3年 4月1日	株式会社コムラ ード	戸塚区下倉 田町 450 番 地の 1	もえぎケア センター下 倉田	戸塚区下倉 田町 794 番 地
同	同	同	もえぎケア センター幸 ケ丘	戸塚区下倉 田町 1,516 番地
同	同	同	もえぎケア センター平 戸	戸塚区平戸 町 1,029 番 地の 1

横浜市告示第340号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	株式会社 からし菜	(新) 瀬谷区本郷 一丁目34番 地の64	ヘルパーステ ーションから し菜	(新) 保土ヶ谷区 川辺町6番地 の3
				(旧) 瀬谷区中屋 敷一丁目13番 地の6
令和2年 5月1日	特定非営利 活動法人守 の会	(新) 金沢区寺 前一丁目8 番6号	介護福祉サー ビス守の会	(新) 金沢区寺前 一丁目8番6 号
		(旧) 金沢区柴 町384番地 の10		(旧) 金沢区柴町 384番地の10
令和2年 12月7日	合同会社富 美ケアサー ビス	(新) 西区久保 町20番12号	富美ケアサー ビス	(新) 西区久保町 20番12号
		(旧) 保土ヶ谷 区東川島町 81番地の8		(旧) 保土ヶ谷区 東川島町81番 地の8
令和3年 2月22日	株式会社さ くらの季	(新) 神奈川区 大口通40番 地の5	さくらの季ホ ームヘルプ・ サービス	(新) 神奈川区大 口通40番地の 5
		(旧) 神奈川区 大口仲町13 6番地		(旧) 神奈川区大 口通28番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成23年 1月9日	株式会社か らし菜	(新) 瀬谷区本郷 一丁目34番 地の64	からし菜訪問 看護ステーシ ョン	(新) 瀬谷区中屋 敷一丁目13番 地の6
		(旧) 綾瀬市深 谷上7丁目 22番31号		(旧) 瀬谷区相沢 二丁目49番地 の1

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地

平成30年 10月22日	株式会社ミ ドリメディ カル	(新)緑区中山 一丁目5番 8号	なかまち薬局	都筑区仲町台 一丁目2番28 号
		(旧)緑区中山 町305番地 の20		
令和2年 9月23日	株式会社エ ルマノ	(新)戸塚区川 上町90番地 の6	すばる中央薬 局星川店	保土ヶ谷区星 川二丁目3番 22号
		(旧)西区北幸 一丁目11番 15号		
同	同	(新)戸塚区川 上町90番地 の6	すばる中央薬 局戸塚店	戸塚区戸塚町 565番地の16
		(旧)西区北幸 一丁目11番 15号		
令和3年 3月1日	株式会社カ ワダ	(新)中区南仲 通3丁目35 番地	川田薬局本牧 店	中区本牧三之 谷8番8号
		(旧)中区住吉 町4丁目45 番地の1		

4 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和3年 2月15日	医療法人社 団葵会	(新)千葉県柏 市小青田1 丁目3番地 の2	介護老人保健 施設葵の園・ ヨコハマ	緑区三保町1, 182番地
		(旧)東京都千 代田区内幸 町1丁目1 番1号		

5 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和3年 2月15日	医療法人社 団葵会	(新)千葉県柏 市小青田1 丁目3番地 の2	介護老人保健 施設葵の園・ ヨコハマ	緑区三保町1, 182番地
		(旧)東京都千 代田区内幸 町1丁目1 番1号		

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成23年1月9日	株式会社からし菜	(新)瀬谷区本郷一丁目34番地の64	からし菜居宅介護	(新)瀬谷区中屋敷一丁目13番地の6
		(旧)綾瀬市深谷上7丁目22番31号		(旧)瀬谷区相沢二丁目49番地の1
令和2年7月20日	合同会社なないろのくも	旭区中希望が丘153番地の2	なないろサポートセンター希望が丘	(新)旭区南希望が丘57番地の1
				(旧)旭区南希望が丘77番地の13

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成23年1月9日	株式会社からし菜	(新)瀬谷区本郷一丁目34番地の64	からし菜訪問看護ステーション	(新)瀬谷区中屋敷一丁目13番地の6
		(旧)綾瀬市深谷上7丁目22番31号		(旧)瀬谷区相沢二丁目49番地の1

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成30年10月22日	株式会社ミドリメディカル	(新)緑区中山一丁目5番8号	なかまち薬局	都筑区仲町台一丁目2番28号
		(旧)緑区中山町305番地の20		
令和2年9月23日	株式会社エルマノ	(新)戸塚区川上町90番地の6	すばる中央薬局星川店	保土ヶ谷区星川二丁目3番22号
		(旧)西区北幸一丁目11番15号		
同	同	(新)戸塚区川上町90番地の6	すばる中央薬局戸塚店	戸塚区戸塚町565番地の16
		(旧)西区北幸一丁目11番15号		
令和3年3月1日	株式会社カワダ	(新)中区南仲通3丁目35番地	川田薬局本牧店	中区本牧三之谷8番8号

		(旧) 中区住吉町4丁目45番地の1	
--	--	--------------------	--

9 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年2月15日	医療法人社団 葵会	(新) 千葉県柏市小青田1丁目3番地の2	介護老人保健施設 葵の園・ヨコハマ	緑区三保町1, 182番地
		(旧) 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号		

10 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年2月15日	医療法人社団 葵会	(新) 千葉県柏市小青田1丁目3番地の2	介護老人保健施設 葵の園・ヨコハマ	緑区三保町1, 182番地
		(旧) 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号		

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和元年10月1日	株式会社 からし菜	瀬谷区本郷一丁目34番地の64	ヘルパーステーションからし菜	(新) 保土ヶ谷区川辺町6番地の3
				(旧) 瀬谷区中屋敷一丁目13番地の6
令和2年5月1日	特定非営利活動法人 守の会	(新) 金沢区寺前一丁目8番6号	介護福祉サービス守の会	(新) 金沢区寺前一丁目8番6号
		(旧) 金沢区柴町384番地の10		(旧) 金沢区柴町384番地の10
令和2年12月7日	合同会社 富美ケアサービス	(新) 西区久保町20番12号	富美ケアサービス	(新) 西区久保町20番12号
		(旧) 保土ヶ谷区東川島町81番地の8		(旧) 保土ヶ谷区東川島町81番地の8

横浜市告示第 341 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

1 介護保険施設（介護療養型医療施設）

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和3年3月31日	横浜鶴ヶ峰病院介護療養型医療施設	旭区川島町 1,764 番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月31日	株式会社あったか看護	港南区港南台八丁目10番20号	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台八丁目10番20号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月31日	鈴木昌子	金沢区柳町34番地の11	まさこデンタルクリニック	西区北幸二丁目9番10号
令和2年11月30日	有限会社あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の5	あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の5
令和3年1月31日	有限会社だるま薬局	磯子区森一丁目16番17号	有限会社だるま薬局	磯子区森一丁目16番17号

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月31日	社会福祉法人ひまわり福祉会	港南区野庭町 2,187 番地の1	特別養護老人ホーム野庭苑通所介護	港南区日野南五丁目56番2号
同	あおばメディカルケア株式会社	鎌倉市岡本1丁目1番3号	らいおんハビートリハビリティサービスあおば大船	栄区笠間四丁目11番11号

5 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年3月31日	株式会社あったか看護	港南区港南台八丁目10番20号	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台八丁目10番20号
同	NPO法人ウィル	戸塚区下倉田町825番地の20	ぱれっと居宅介護支援事業所	戸塚区下倉田町825番地の20

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年3月31日	株式会社あったか看護	港南区港南台八丁目10番20号	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台八丁目10番20号

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年12月31日	鈴木昌子	金沢区柳町34番地の11	まさこデンタルクリニック	西区北幸二丁目9番10号
令和2年11月30日	有限会社あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の5	あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の5
令和3年1月31日	有限会社だるま薬局	磯子区森一丁目16番17号	有限会社だるま薬局	磯子区森一丁目16番17号

横浜市告示第 342 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年4月1日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション 根岸	磯子区西町11番8号

2 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年4月1日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション 根岸	磯子区西町11番8号



横浜市告示第 343 号

横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第114条の規定により、横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 石 塚 啓	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

横浜市告示第344号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年5月1日	薬局トモズ菊名店	港北区菊名六丁目16番1号	薬局
同	仁天堂薬局戸塚町店	戸塚区戸塚町 3,981番地の12	同
同	ファーマミック薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目17番13号	同
同	クリエイト薬局鶴見下末吉店	鶴見区下末吉六丁目10番37号	同
同	クリエイト薬局緑さつきが丘店	緑区西八朔町 356番地の3	同
同	湘南薬品大船グランシップ薬局	栄区笠間二丁目2番1号	同
同	共創未来鶴ヶ峰駅前薬局	旭区鶴ヶ峰一丁目12番地の3	同
同	アイン薬局横浜栄店	栄区桂町 132番地	同
令和3年4月1日	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台三丁目11番12号	訪問看護
令和3年5月1日	ソフィア訪問看護ステーション青葉台	青葉区しらとり台1番地の8	同
同	ソフィア訪問看護ステーション日吉	港北区日吉一丁目4番1号	同
同	ソフィア訪問看護ステーションセンター北	都筑区牛久保東一丁目29番5号	同
同	訪問看護ステーション湧	戸塚区汲沢町 478番地の1	同
同	ひと花訪問看護リハビリテーション	旭区柏町 126番地の2	同

横浜市告示第345号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年3月25日	医療法人社団プラタナス青葉アーバンクリニック	(新)青葉区あざみ野二丁目29番地の1	病院又は診療所
		(旧)青葉区市ケ尾町1,169番地	
令和3年3月10日	ホームケアクリニック横浜港南	(新)港南区港南台三丁目22番15号	同
		(旧)港南区港南台三丁目17番12号	
令和3年3月17日	(新)秋本薬局 港南台店	港南区港南台九丁目28番12号	薬局
	(旧)株式会社秋本薬局 港南台店		
同	(新)秋本薬局 妙蓮寺店	港北区菊名一丁目4番2号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 妙蓮寺店		
同	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰一丁目1番地の8	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰店		
同	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰2号店	旭区鶴ヶ峰本町一丁目2番17号	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰2号店		
同	(新)秋本薬局 鶴ヶ峰3号店	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の2	同
	(旧)株式会社秋本薬局 鶴ヶ峰3号店		

横浜市告示第 346 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年4月7日	薬樹薬局三ツ沢2号店	神奈川区三ツ沢西町4番13号	薬局
令和3年3月31日	ゆい藤が丘訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目3番地の1	訪問看護
令和3年2月28日	あったか訪問看護ステーション	港南区港南台三丁目11番12号	同

## 横 浜 市 告 示 第 347 号

## 指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称  
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入  
電 子 マ ネ ー 決 済 に よ り 納 付 す る 建 築 ・ 宅 地 関 係 証 明 等 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間  
令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 348 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 14 日

横浜市長 林 文子

第 11 項の表中

「

新山下地区	中区新山下一丁目ほか	35,955
-------	------------	--------

」

を

「

新山下地区	中区新山下一丁目ほか	43,427
-------	------------	--------

」

に改める。

公告

横浜市公告第 283 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年5月14日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
2755	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の9ほか	宅地	619.32
2756	鶴見区馬場四丁目 521 番の12	宅地	151.44
2757	鶴見区生麦三丁目 544 番の93ほか	宅地	118.01
2758	神奈川区栗田谷 48 番の77ほか	宅地	520.83
2759	保土ヶ谷区東川島町 72 番の5ほか	宅地	201.85
2760	旭区市沢町字日向 1,084 番の11ほか	宅地	447.30
2761	磯子区杉田五丁目 513 番の6ほか	宅地	1,161.57
2762	磯子区杉田五丁目 2,197 番の13ほか	宅地	367.65
2763	磯子区杉田五丁目 2,197 番の28	宅地	192.98
2764	緑区寺山町字長坂谷 910 番の15	山林	1,983.51 ( 1,983 )
2765	都筑区すみれが丘 1 番の20ほか	宅地	180.00
2766	戸塚区原宿一丁目 483 番の12	宅地	183.27

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号 2764 番は地積測量図面積、( ) 内が登記  
記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2755 番	37,600,000 円
物件番号 2756 番	6,300,000 円
物件番号 2757 番	22,850,000 円
物件番号 2758 番	81,100,000 円
物件番号 2759 番	26,400,000 円
物件番号 2760 番	10,740,000 円
物件番号 2761 番	245,790,000 円
物件番号 2762 番	68,200,000 円

物件番号 2763 番 33,990,000 円

物件番号 2764 番 82,700,000 円

物件番号 2765 番 36,490,000 円

物件番号 2766 番 11,310,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和3年5月14日から令和3年6月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課ほか  
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和3年6月7日から令和3年6月18日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課  
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和3年7月13日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局取得処分課



## (2) 開 札

令 和 3 年 7 月 16 日

( 所 在 ) 中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

( 会 場 名 ) 横 浜 市 役 所 会 議 室 み な と 1 、 2 、 3

## 6 入 札 保 証 金

入 札 者 は 、 入 札 金 額 の 100 分 の 5 以 上 の 入 札 保 証 金 を 、 横 浜 市 が 発 行 す る 納 付 書 に よ り 期 限 ま で に 横 浜 市 指 定 金 融 機 関 に 納 付 し な け れ ば な ら ない 。

## 7 入 札 の 無 効

次 の 入 札 は 無 効 と す る 。

(1) 第 2 項 の 資 格 条 件 を 満 た さ ない 者 が 行 っ た 入 札

(2) 募 集 要 領 に お け る 入 札 要 領 第 8 条 に 定 め る 入 札

## 8 契 約 書 作 成 の 要 否

横 浜 市 が 定 め る 売 買 契 約 書 に よ る 契 約 書 の 作 成 を 要 す る 。

横浜市公告第 284 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年4月15日	特定非営利活動法人都筑精神保健福祉会	小 菅 郁	港北区小机町61番地の1	この法人は、地域に暮らす精神障害者に対して、事業所における創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び、日常生活に必要な便宜の供与に関する事業を行い、精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことに寄与することを目的とする。

横浜市公告第 285 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年 4月26日	変更前 特定非営利活動法人いじめバスターズ	堀 井 哉	中区日本大通7番地	変更前 この法人は、いじめられている人、いじめている人、いじめに関心がない人に対して、いじめの現状や被害者の心情などを講演や啓蒙活動、冊子の作製配布などによって、いじめに関する事業を行い、人権の擁護又は平和の推進・社会教育の推進・地域安全活動・子ども健全育成を図り、広く広域にいじめを少

	<p>なくするこ す寄与す にこ。被 た詐欺わ にあれの 方へ支 やな援 詐欺を 対す被 を呼る 、詐び され欺 う注に ぼす意 目的こ とす とす</p>
	<p>変更後 この法人は 、フイッ ネス産業 びスポー ・健康に 心がな に対し に調査・ 調収集情 の提供を 提ことい 、フネに ネス産 健全な に業を 業日本 日展 発する すに、 健康増 寄与す とを</p>
	<p>変更後 特定非営 利活動日 人ワー ワット ツネ 協会 ス ネ ス パ イ ス</p>



## 横浜市公告第286号

## 計画段階配慮書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、（仮称）横浜市中区海岸通計画に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、条例第9条の規定に基づき、当該配慮書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、条例第10条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、環境情報を記載した書面を提出することができる。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

- 1 計画段階事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
日本郵船株式会社  
代表取締役社長 長 澤 仁 志  
東京都千代田区丸の内2丁目3番2号  
三菱地所株式会社  
執行役社長 吉 田 淳 一  
東京都千代田区大手町1丁目1番1号
- 2 事業の名称  
（仮称）横浜市中区海岸通計画
- 3 事業を実施しようとする区域  
中区海岸通3丁目9番
- 4 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
中区日本大通35番地  
横浜市中区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
令和3年5月14日から令和3年5月28日まで

## 横 浜 市 公 告 第 287 号

## 配 慮 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） E N E O S 株 式 会 社 研 究 開 発 拠 点 建 設 事 業 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

E N E O S 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 大 田 勝 幸

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 1 番 2 号

- 2 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） E N E O S 株 式 会 社 研 究 開 発 拠 点 建 設 事 業

- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

神 奈 川 区 守 屋 町 4 丁 目 の 一 部

- 4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

- 5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 5 月 14 日 か ら 令 和 3 年 5 月 28 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 288 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 前 田 町 字 原 田 36 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物



## 横 浜 市 公 告 第 289 号

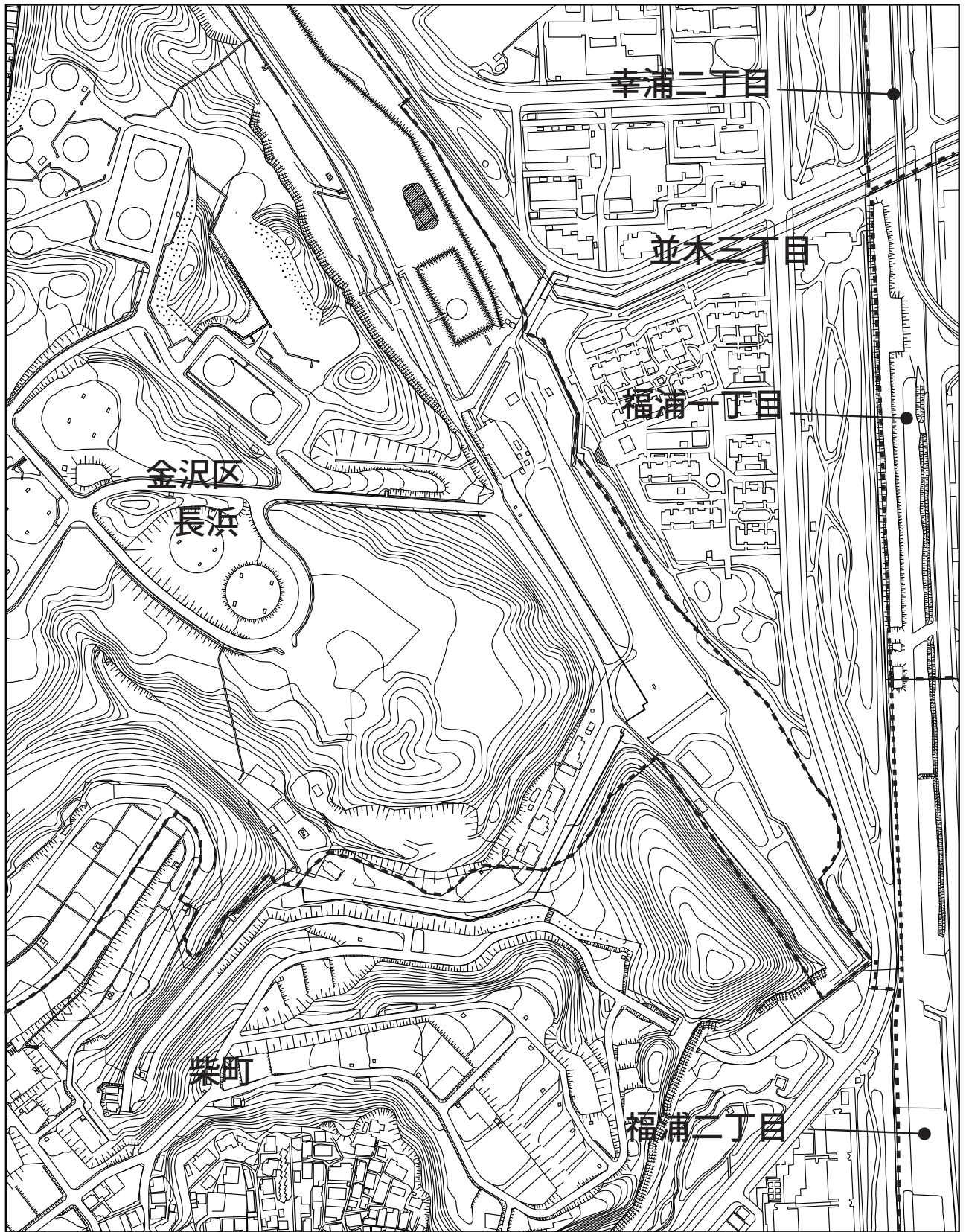
土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
指 定 す る 。


令 和 3 年 5 月 14 日


横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
金 沢 区 長 浜 地 内 （ 別 図 の と お り ）
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

別図



形質変更時要届出区域: 

0 2040 80 120 160  
メートル



## 横 浜 市 公 告 第 290 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
緑 区 中 山 二 丁 目 （ 筆 界 未 定 1,246 番 の 1 、 1,246 番 の 2 、 1,24  
7 番 の 1 、 1,248 番 の 1 、 1,248 番 の 2 、 1,249 番 、 1,250 番 、  
1,251 番 の 2 、 1,251 番 の 3 ） 及 び 1,202 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横浜 市 公 告 第 291 号

## 横浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 変 更 区 域

- (1) 大 竹 耕 地 （ A - 4 ）  
港 北 区 新 羽 町 区 域
- (2) 恩 田 川 沿 岸 （ A - 20 ）  
緑 区 小 山 町 区 域

## 2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号  
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17  
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 292 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 3月17日	11658	結工業株式会社	福田 寛 美	(新) 泉区上飯田町 1,818 番地の16
				(旧) 保土ヶ谷区川 島町 1,572 番地 の1
令和2年 6月1日	30434	株式会社カ ンパイ	桑 原 正 幸	(新) 神奈川区三枚 町 248 番地の6
				(旧) 港北区鳥山町 1,030 番地
令和3年 3月26日	00892	積和建設神 奈川株式会 社 厚木事 業所	(新) 根 津 靖	座間市小松原1 丁目15番12号
			(旧) 竹 花 嗣 男	

横浜市公告第 293 号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年5月14日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 金澤 貞幸

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号 03-07-03 (14事業場 計14台)

No	所在地 施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
1	神奈川区千若町3丁目1番地の43 資源循環局神奈川事務所	0.88
2	中区錦町11番地の2 資源循環局中事務所	0.78
3	港南区港南台八丁目4番41号 資源循環局港南事務所	1.10
4	保土ヶ谷区狩場町 355 番地 資源循環局保土ヶ谷事務所	0.87
5	旭区白根二丁目8番1号 資源循環局旭事務所	0.66
6	磯子区新磯子町6番地 資源循環局磯子事務所	0.75
7	金沢区幸浦二丁目2番地の6 資源循環局金沢事務所	0.86
8	港北区大豆戸町 1,238 番地 資源循環局港北事務所	0.75
9	緑区長津田みなみ台五丁目1番地の15 資源循環局緑事務所	0.72
10	青葉区市ヶ尾町 2,039 番地の1 資源循環局青葉事務所	1.19
11	都筑区平台27番2号 資源循環局都筑事務所	0.65
12	戸塚区川上町 415 番地の8 資源循環局戸塚事務所	0.77
13	旭区上白根三丁目38番2号 資源循環局北部事務所	0.75

14	保土ヶ谷区狩場町 355 番地 資源循環局保土ヶ谷工場	0.86
	合計	11.59

(5) 最低貸付料（年額）

物件番号 03-07-003            1,946,000 円

(6) 貸付期間

令和3年7月1日から令和6年3月31日まで

(7) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

(5) 令和元年度及び令和2年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

(9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和3年5月14日から令和3年5月26日まで（ただし、日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 交付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10 23階

横浜市資源循環局総務部職員課

電話 045(671)2508

※横浜市資源循環局ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/shigen/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和3年5月27日から令和3年6月3日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10 23階

横浜市資源循環局総務部職員課

電話 045(671)2508

5 入札日時及び場所

令和3年6月11日 午前10時00分

中区本町6丁目50番地の10 23階 23-N03会議室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第7条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。



## 横 浜 市 公 告 第 294 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
昭 和 60 年 3 月 20 日 第 59 開 1250 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 12 番 地 の 7  
岡 村 勝 幸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 下 谷 本 町 12 番 の 1 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 295 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 1 月 7 日 第 30 開 1314 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 下 倉 田 町 244 番 地 の 3  
山 仁 不 動 産 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 吉 田 裕 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 下 倉 田 町 951 番 の 1 から 951 番 の 6 ま で 、 951 番 の 9 、  
951 番 の 13 から 951 番 の 24 ま で 、 952 番 の 5 、 954 番 の 2 及 び 95  
8 番 の 6

## 横 浜 市 公 告 第 296 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 11 月 28 日 第 31 開 1209 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
緑 区 三 保 町 171 番 地 の 1  
社 会 福 祉 法 人 兼 愛 会  
理 事 長 赤 枝 雄 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 三 保 町 2,640 番 の 220 及 び 2,640 番 の 297

## 横浜市公告第297号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年2月28日第31開906号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県西神奈川二丁目9番地の12  
ツクミエステート株式会社  
代表取締役 嘉村 隆 宏
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
磯子区杉田八丁目1,931番の一部、1,932番の1、1,932番の8から1,932番の12まで、1,932番の13の一部、1,949番の1、1,949番の2、1,949番の4、1,949番の5の一部、1,949番の6、1,949番の7の一部、1,950番の1、1,950番の3、1,950番の5から1,950番の8まで及び1,950番の9の一部

## 横 浜 市 公 告 第 298 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 10 月 29 日 第 2020 開 503 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
南 区 永 田 山 王 台 940 番 の 7 、 940 番 の 18 の 一 部 及 び 940 番 の 19

横 浜 市 公 告 第 299 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
22.91 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 梶 山 二 丁 目 380 番 の 20
- 6 申 請 者 の 氏 名  
浜 住 研 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 齋 藤 善 信

## 横 浜 市 公 告 第 300 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 11 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 30 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
14.21 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 師 岡 町 886 番 の 22
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 エヌ ・ ジー ・ エス  
代 表 取 締 役 近 江 敏 也

横 浜 市 公 告 第 301 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
35.68 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 吉 田 町 1,156 番 の 15 、 1,156 番 の 18 及 び 1,156 番 の 19
- 6 申 請 者 の 氏 名  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一



## 横 浜 市 公 告 第 302 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 15 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 30 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
21.76 m
- 5 指 定 の 場 所  
栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 1,847 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 す ま い  
代 表 取 締 役 田 邊 孔

## 横 浜 市 公 告 第 303 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 35 ・ 6 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 27 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
72.70 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 南 希 望 が 丘 11 番 の 1 地 先 か ら 23 番 の 8 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 304 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 40 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 4 月 22 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
110.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
泉 区 下 和 泉 二 丁 目 661 番 の 11 地 先 か ら 662 番 の 8 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 305 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和3年5月14日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和3年 4月28日	第1011号	磯子区洋光台 二丁目1番	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長 田 島 満 信

横 浜 市 公 告 第 306 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称  
泉 ゆ め が 丘 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間  
平 成 26 年 8 月 15 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区  
泉 区 下 飯 田 町 、 和 泉 町 及 び 和 泉 中 央 南 五 丁 目 の 各 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
泉 区 和 泉 町 3,221 番 地 の 1
- 5 設 立 認 可 年 月 日  
平 成 26 年 8 月 15 日
- 6 変 更 の 内 容 （ 事 務 所 の 所 在 地 ）

変 更 前	変 更 後
泉 区 和 泉 町 3,221 番 地 の 1	泉 区 和 泉 町 3,243 番 地 の 1

- 7 変 更 認 可 年 月 日  
令 和 3 年 5 月 14 日

達

達 第 15 号 ( 令 和 3 年 4 月 30 日 掲 示 済 )

庁 中 一 般

特定の業務に従事する横浜市健康福祉局一般職職員の勤務時間の特例に関する規程を次のように定める。

令 和 3 年 4 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

特定の業務に従事する横浜市健康福祉局一般職職員の勤務時間の特例に関する規程

( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、横浜市中区の宿泊療養施設に勤務し、かつ、現地本部統括等の特定業務（以下「特定業務」という。）に従事する健康福祉局の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定める。

( 特 定 業 務 )

第 2 条 特定業務とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 現地本部統括、県本部調整
- (2) 施設管理、物品資材管理
- (3) 入退所管理、使用室調整、緊急対応等

( 勤 務 時 間 等 )

第 3 条 職員の勤務別、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表のとおりとする。

2 勤務別及び勤務を要しない日の割振りは、所属長が定める。

附 則

この達は、令和3年5月1日から施行する。

別 表 ( 第 3 条 第 1 項 )

勤 務 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間	勤 務 を 要 し な い 日
(1)	午前 7 時 00 分 から 午後 3 時 45 分 まで	午前 10 時 30 分 から 午前 11 時 30 分 まで	4 週 間 を 通 じ 8 日 と なる よ う あ ら か じ め 所 属 長 が 指 定 す る 日
(2)	午前 8 時 00 分 から 午後 4 時 45 分 まで	午前 11 時 30 分 から 午後 零 時 30 分 まで	
(3)	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで	午後 零 時 から 午後 1 時 まで	
(4)	午前 11 時 15 分 から 午後 8 時 00 分 まで	午後 2 時 45 分 から 午後 3 時 45 分 まで	

達第16号

庁中一般

横浜市マイナンバーカード特設センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令和3年5月14日

横浜市長 林 文子

横浜市マイナンバーカード特設センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市マイナンバーカード特設センターに勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

2 職員の勤務別、勤務時間及び休憩時間は、マイナンバーカード特設センター長(以下「センター長」という。)が定める。

(勤務を要しない日)

第3条 勤務を要しない日は、4週間を通じ8日となるようにあらかじめセンター長が職員ごとに指定する。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

別表(第2条第1項)

曜日	勤務別	勤務時間	休憩時間
月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合を除く。)	(1)	午前11時00分から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
	(2)		午後4時から午後5時まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	午前11時30分から午後零時30分まで
	(2)		午後零時30分から午後1時30分まで

区 告 示

保土ヶ谷区告示第2号（令和3年4月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、エステ・アベニュー保土ヶ谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年4月23日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	渡 辺 佳 夫 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の10	福 田 慶 子 保土ヶ谷区上菅田町 144番地の89



都筑区告示第7号（令和3年5月6日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、勝田南町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

横浜市都筑区長 佐藤友也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浅岡 昇 都筑区勝田南一丁目 7番3号	熊坂 好男 都筑区勝田南一丁目 18番23号

港南区告示第1号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、奈良地区町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	酒井明彦 港南区日野中央三丁目28番7号	熊井充子 港南区日野中央三丁目24番11号

金沢区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、城山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	百瀬 清 金沢区谷津町40番地 の147	森下 美穂 金沢区谷津町162番 地の3

金 沢 区 告 示 第 3 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 山 の 手 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	古 森 茂 和 金 沢 区 釜 利 谷 西 二 丁 目 11 番 6 号	本 田 恒 久 金 沢 区 釜 利 谷 西 二 丁 目 8 番 17 号

金沢区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

横浜市金沢区長 永井京子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木健司 金沢区能見台一丁目 16番地の7	平元隆 金沢区能見台一丁目 19番地の1

---

## 水道局

---

### 水道局告示第3号

「はまっ子どもし The Water」の頒布代金及び  
び配達料の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり「はまっ子どもし The Water」の頒布代金及び配達料の収納の事務を委託した。

令和3年5月14日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

#### 1 委託を受けた者

磯子区杉田五丁目31番27号

ヤマト運輸株式会社 横浜主管支店

営業企画課長 三 輪 正 幸

#### 2 収納する代金等の種類

「はまっ子どもし The Water」の頒布代金及び配達料

#### 3 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

水道局公告第2号

水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年5月14日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 大久保 智 子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有建物及び土地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
2769	西区伊勢町三丁目119番	宅地	349.42 (349.42)

地積欄は、実測面積で( )内が登記記録上の面積

物件番号	建物の所在		延床面積 (㎡)	築年度
	名称	構造		
2769	伊勢町詰所	重量鉄骨造	287.04	平成4年

(3) 最低売却価格

物件番号 2769 番 112,310,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領(以下「募集要領」という。)による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条又は第7条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和3年5月14日から令和3年6月18日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局管財部取得処分課

電話 045(671)2264

横浜市水道局事業推進部資産活用課

電話 045(671)3658

#### 4 入札参加申込の受付

##### (1) 受付期間

令和3年6月7日から令和3年6月18日まで必着

##### (2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局管財部取得処分課

電話 045(671)2264

##### (3) 受付方法

書留郵便

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

##### (1) 入札

令和3年7月13日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局取得処分課

##### (2) 開札

令和3年7月16日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10 18階

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

#### 6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により入札日前日までに横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付しなければならない。

#### 7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

#### 8 契約書作成の要否

横浜市水道事業管理者が定める土地売買契約書による契約書の作成を要する。



交 通 局

交 通 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り  
、 次 の 者 を 令 和 3 年 4 月 22 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 若 葉 台 営 業 所	運 輸 職 員	森 住 浩 二	戒 告
自 動 車 本 部 浅 間 町 営 業 所	運 輸 職 員	坂 本 康 彦	戒 告
自 動 車 本 部 滝 頭 営 業 所	運 輸 職 員	吉 田 泰 聖	戒 告
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	森 光 男	減 給 1 号

---

教 育 委 員 会

---

横浜市教育委員会公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和3年3月30日懲戒処分に付した。

令和3年5月14日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立矢向小学校	学校事務 職員	西 村 普	停職3箇月

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 7 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 2 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 3 月 30 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 3 年 5 月 14 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 城 郷 中 学 校	教 諭	金 井 孝 澄	戒 告

---

## 人 事 委 員 会

---

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
。

令和3年4月21日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第13号（令和3年4月21日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の表備考第6項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「消防司令補の職にあること」を「40歳以上かつ、消防司令補の職にあること（この基準による選考を「消防区分Ⅱ」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 35歳以上40歳未満かつ、消防司令補の在級年数が3年以上であること（この基準による選考を「消防区分Ⅰ」という。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月21日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第14号（令和3年4月21日揭示済）

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則施行細則（平成23年3月横浜市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

<p>相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職</p>	<p>昇任年度前3年間の総合評価（消防士長としてのものに限る。）がいずれも「B」以上であること。 ただし、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は公務災害による欠勤より、この間に人事考課結果が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち人事考課結果が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B」以上であること。</p>
<p>消防司令（係長職）</p>	<p>規則第19条第2項第4号による昇任 原則として昇任年度前3年間（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は昇任年度以前3年間）の総合評価がいずれも「B」以上であり、そのうち二つ以上が「A」以上であること。</p>

」

を「

<p>相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職</p>	<p>昇任年度前3年間の総合評価（消防士長としてのものに限る。）がいずれも「B」以上であること。 ただし、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は公務災害による欠勤より、この間に総合評価が</p>
---------------------------------	--

	<p>得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B」以上であること。</p>
<p>消防司令（係長職）</p>	<p>(1) 規則第19条第2項第4号による昇任                  ア 消防区分Ⅰ                  原則として昇任年度前3年間（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度以前3年間）の総合評価がいずれも「A」以上であり、そのうち二つ以上が「S」であること。                  イ 消防区分Ⅱ                  原則として昇任年度前3年間（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度以前3年間）の総合評価がいずれも「B」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。</p> <p>(2) 規則第19条第2項第6号による昇任                  原則として昇任年度前3年間（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度以前3年間）の総合評価がいずれも「B」以上であること。</p>

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

正誤

---

令和3年定期第64号28ページ20行目から34行目までは錯誤により削除する。